

旭川市科学館展示製作設置業務公募型プロポーザル 仕様書案

本仕様書は、旭川市（以下、「発注者」という。）が受託事業者（以下、「受託者」という。）に対して、旭川市科学館展示製作設置業務を委託するに当たり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

旭川市科学館展示製作設置業務

2 履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

3 履行（設置）場所

旭川市宮前1条3丁目3番32号 旭川市科学館

4 業務の目的

旭川市科学館の展示物のうち、最新のロボット技術を学ぶことを目的に設置された「ロボットサッカー」について、平成24年に更新した機器の設置から10年が経過し、もはや最新の技術とは言えなくなったこと、また、機器の老朽化により使用に支障をきたしていることから、これに代えて、近い将来私たちの社会生活を変革するような最新の技術を取り扱った展示を製作、設置する。このことで、最新の技術の展示普及を行い、施設及び常設展示の魅力向上を図ることを目的とする。

5 設置場所の範囲

常設展示室 「ロボットサッカー」跡 17.5平方メートル

6 展示のコンセプト

テーマ

未来の社会・みらいのじぶん

メッセージ

10年後の社会は、どんなふうになっているだろう。

10年後の暮らしは、どんな技術に支えられているだろう。

10年後、自分はどんな人になっているだろう。

4の目的を達成するため、本業務では上記のテーマとメッセージに基づき、次の点を重視して展示製作を行う。

(1) 私たちの社会や生活がこの先、技術や発明でどう変わるのかがわかる

想定する観覧者を10歳の子どものとし、その子が10年後に20歳になった時、その社会を支えているであろう、現時点で最新の科学、技術を見て触れることができる展示とすること。

当科学館ではハンズオン、インタラクティブ、体験を重視した展示を主体としていることから、本業務で設置する展示も、観覧者が体験を通じて内容を理解できるような構成とすること。ただし、パネルや映像、文章などによる解説を含めることを妨げるものではない。

単独の展示物を設置するのではなく、テーマとメッセージに基づいた、複数の展示物からなるコーナーとすること。

(2) 子どもたちが将来やりたいこと、なりたい自分を見つけるきっかけを創出する

この展示を見て未来の技術に触れた子どもたちが、自分の将来や、社会、科学技術に対する夢や期待、希望を抱き、それを自ら拓いていこうという動機付けになるような内容や工夫があることが望ましい。

7 既存展示との関連

本業務により設置する展示は、常設展示室「地球コーナー」に位置付けるものとする。

8 展示に求める内容

展示に求める内容は次のとおりである。ただし、最低限、標準的な内容を記述したものであるから、提案はこれを上回る内容とすること。なお、内容ごとに「提案は必須」「提案は任意」としているが、この他に展示に必要な内容が挙げられる場合には、併せて提案すること。

(1) 見て触れられる技術の展示

(提案は必須とし、複数の展示物からなるものとする。ただし、内容と展示物の数、構成は提案によるものとする。)

革新的な技術や製品、サービスと、それにより変革される未来の社会と暮らしについて、観覧者が見たり触れたりすることを通じて、楽しく理解できるような内容とすること。

展示する技術や製品、サービスとして、一例ではあるが、次のようなものが考えられる。

生活、社会、物流の進歩
ドローンによる無人宅配、流通システム
空飛ぶ車（乗用ドローン）

働き方, 観光, 医療, 教育の進歩
VR やホロポーテーション技術
トレイグジスタンス, アバターロボット
触覚や嗅覚など, 現実の感覚を取り入れた遠隔コミュニケーション
技能, 芸術, デザインの進歩
AI と絵を描く, AI と音楽を奏でる
個人の感覚や知能を AI が補完することで人間が楽をできる, またはその人以上の能力を発揮できる作業ツール
社会の変化で生まれる新しい仕事
技術革新で今後生まれると考えられる, 新しい仕事や研究分野

(2) 技術者, 研究者からのメッセージ

(提案は任意とし, 可能であればこの内容を含める。)

展示する技術の開発や研究に携わった研究者や技術者に,

- ・現在の自分から, 過去の自分 (10歳の子どもだった時) へのメッセージ
- ・この展示を見ている観覧者へのメッセージ

を寄せてもらう。視覚的に楽しい展示となるよう配慮し, 観覧者が研究者や技術者への親近感を感じられたり, 子供が自分の将来への希望を感じられたりするようなデザインとする。

(3) 10年後の自分へのメッセージ

(提案は任意とし, 可能であればこの内容を含める。)

観覧者 (子供・大人) に, 10年後に社会や自分がこうなっていたらいいというメッセージを書いてもらい, 収集する。

展示の中でメッセージをデザインとして生かすほか, 10年後には, 10年前の自分のメッセージが見られるような仕掛けがあるとよい。

(4) その他

既存展示物 (ロボットサッカー) で使用している什器, パーテーション, スクリーン, 鋼管フレーム等の構造物等 (電子・電気機器は除く) のうち, 本業務で設置する展示で活用できるものがあれば, 撤去しないまたは再利用することは可能であるので, その旨を提案に含めること。

9 業務概要

(1) 展示設計及び監理業務

プロポーザルで提案した提案書及び, その後の協議において決定した内容により, 具体的な展示プラン, 展示物製作の設計を行うこと。

業務に当たっては, 発注者と十分に協議を行うこと。

設計内容は、その都度又は発注者の求めにより、発注者に内容を報告し、承認をとること。

業務遂行において調整、協議が必要な場合には、発注者へその旨を報告し、協議すること。また協議の内容は発注者に書面で報告すること。

(2) 既存展示物（ロボットサッカー）の撤去

撤去作業は、事前に協議、調整の上、科学館の運営に支障のない日時に実施すること。撤去作業時及び撤去作業後展示物の設置作業が完了するまでの間は、仮壁等を設置し、他の展示や展示室利用者に危険や不具合を及ぼさないようにすること。

撤去した物品は、受託者が引き取り適正に処分すること。処分についての費用は受託者の負担とする。

(3) 展示（造形、造作、サイン等を含む）製作

本業務で作成した設計書に基づき、発注者の承認を得た後に製作に当たること。

業務にあたり、発注者が製作作業、収録作業、編集作業など各種作業への立ち会い等を求めた場合には、これに応じること。

(4) 展示の設置、調整、動作確認

製作した展示を期限内に設置場所に搬入し、組み立て、設置を行うこと。

業務期間内において、動作確認、調整を行い、使用可能な状態とすること。

発注者における検査に先立ち受託者の社内検査を実施し、結果を文書で報告すること。

(5) 運用支援

使用可能な状態となった後、職員に対し展示の取り扱い方法を説明すること。

10 成果物

設置する展示のほか、本業務の成果物は以下のとおりとし、提出の時期については別途本市と協議することとする。

(1) 業務計画書

本仕様書に基づき、業務の目的、実施体制、スケジュール等業務全体の計画。

(2) 設計図書

本業務に基づき実施した設計成果をとりまとめたもの。

(3) 機器取扱説明書

(4) 運用マニュアル

科学館において展示を日々運用するためのマニュアル。

(5) 保守マニュアル

科学館において展示物を保守、点検、整備するためのマニュアル。

(6) 機器の製作状況、設置状況及び設置完了写真

(7) 各展示装置完成図

(8) 業務完了報告書

(9) 上記一式を収録した DVD 等

1 1 著作権等の取扱い

本業務の成果品の所有権及び著作権は発注者に帰属する。

1 2 一般事項

- (1) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、明記していない事項については、必要に応じ発注者、受託者が協議して定める。
- (2) 本業務遂行中に受託者に起因する原因により生じた事故の責任は、すべて受託者に帰し、これに要する費用は一切受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務遂行にあたり、事前に実施計画書を作成し、発注者に提出のうえ承諾を得る。
- (4) 受託者は、本業務を実施するにあたり、諸室における現状復旧、盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任をもって行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務を実施するにあたり火気使用、騒音の発生、出入口の戸締まり等に注意する。

1 3 再委託の禁止

- (1) この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書に示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて市の承諾を得なければならない。

1 4 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、業務責任者を定め、発注者との調整及び業務従事者の指揮監督にあたる。
- (2) 造作等の実施日は、事前に発注者・受託者協議、調整のうえ、科学館の運営等に支障のない日時を選ぶこと。
- (3) 本業務のため、既存建物に設備されているものの機能を阻害してはならない。業務を履行する上で、障害となる場合は担当職員と協議し、その指示を受けなければならない。
- (4) 展示物の固定に必要な金物及び既存建物躯体に補強が必要な場合は、受託者の負担でこれを行う。

その他、この仕様書に記載のない事項などで疑義が生じた場合は、発注者と受託者の双方が協議の上決定する。